

○教員選考基準

(平成 27 年 9 月 30 日基準第 1509 号の 5)

改正 平成 27 年 12 月 16 日基準第 1512 号の 9 平成 28 年 1 月 19 日基準第 1601 号の 5
平成 29 年 2 月 14 日基準第 1702 号の 7 平成 29 年 6 月 20 日基準第 1706 号の 1
平成 30 年 4 月 17 日基準第 1804 号の 1 平成 30 年 8 月 21 日基準第 1808 号の 14
平成 31 年 3 月 19 日基準第 1903 号の 58 令和元年 11 月 19 日基準第 1911 号の 5

1 基準の趣旨

本基準は、東京女子医科大学（以下「本学」という。）の専任教員の選考手続きに関し必要な事項を定める。

2 教員の基本基準

本学の教員となる者は、以下の各号に掲げる基本基準を満たす者とする。

- (1) 本学の建学の精神および教育の理念を理解し、使命を果たすべく誠実に遵守する意思のある者
- (2) 本学の卒前教育および卒後教育に協力的であり、熱意を有する者
- (3) 基礎医学および臨床医学に関する者は、原則として医学部出身者とし、かつ医師免許証を有する者とする。
- (4) 看護学系に関する者は、原則として看護師（保健師および助産師を含む。）免許証を有する者とする。

3 教授の資格

教授となることのできる者は、博士の学位を有し（看護学部においては原則として博士の学位を有する者とする。）、かつ、以下の各号のいずれかに該当し、別表Ⅰに定める教育歴、研究歴、診療歴（看護学部においては看護師等の実務歴）の期間、別表Ⅱに定める自著論文数等の要件を満たし、ならびに社会貢献の実績があり、人物業績ともに特に優れていると認められる者とする。ただし、学長が推薦し、理事会が承認した教授候補者については、この限りでない。また、臨床医学に従事する者は、別表Ⅲの医療安全に関わる要件を満たす者とする。

- (1) 大学において教授、准教授または専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (2) 専攻分野において特に優れた知識および経験を有すると認められる者

4 准教授の資格

准教授となることのできる者は、博士の学位（医学部一般教育科目に関する者は修士以上とし、看護学部においては原則として博士の学位を有する者とする。）を有し、かつ、以下の各号のいずれかに該当し、別表Ⅰに定める教育歴、研究歴および診療歴（看護学部においては看護師等の実務歴）の期間、別表Ⅱに定める自著論文数等の要件を満たし、ならびに社会貢献の実績があり、人物業績ともに優れていると認められる者と

する。また、臨床医学に従事する者は、別表Ⅲの医療安全に関わる要件を満たす者とする。

- (1) 前項に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において助教またはこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

5 講師の資格

講師となることのできる者は、博士の学位(医学部一般教育科目に関する者は修士以上とし、看護学部においては原則として博士の学位を有する者とする。)を有し、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、別表Ⅰに定める教育歴、研究歴または診療歴(看護学部においては看護師等の実務歴)の期間、別表Ⅱに定める自著論文数等の要件を満たし、教育、研究、診療上優れていると認められる者とする。また、臨床医学に従事する者は、別表Ⅲの医療安全に関わる要件を満たす者とする。

- (1) 前2項に規定する教授または准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野における教育上の能力があると認められる者

6 准講師の資格

准講師となることのできる者は、次項の助教の資格を満たし、かつ、別表Ⅱに定める自著論文数等の要件を満たし、専攻分野における十分な知識および経験を有すると認められる者とする。

7 助教の資格

助教となることのできる者は、学士以上の学位(医学部一般教育科目および看護学部においては修士以上とする。)を有し、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3項、第4項または第5項の各号のいずれかに該当する者
- (2) 専攻分野における知識および経験を有すると認められる者

附 則(平成30年4月17日基準第1804号の1)

- 1 本基準は、平成30年4月17日から施行する。
- 2 本基準において博士、修士および学士の学位とは、外国において授与されたこれに相当する学位を含むものとする。

附 則(平成30年8月21日基準第1808号の14)

- 1 本基準は、平成30年8月21日から施行する。
- 2 本基準において博士、修士および学士の学位とは、外国において授与されたこれに相当する学位を含むものとする。

附 則(平成31年3月19日基準第1903号の58)

- 1 本基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本基準において博士、修士および学士の学位とは、外国において授与されたこれに相当する学位を含むものとする。

附 則(令和元年 11 月 19 日基準第 1911 号の 5)

- 1 本基準は、令和元年 11 月 19 日から施行する。
- 2 本基準において博士、修士および学士の学位とは、外国において授与されたこれに相当する学位を含むものとする。

別表 I 経験年数

職名	医学部					看護学部	
	一般教育科目 および基礎医学		臨床医学			看護学系 基礎科学系 人文社会学系	臨床医学系
	教育歴	研究歴	教育歴	研究歴 (臨床研究 診療歴 を含む)		実務歴、教育歴 および研究歴	
教授	5 年 以上	10 年 以上	5 年 以上	10 年 以上	10 年 以上	12 年	14 年
准教授	3 年 以上	6 年 以上	3 年 以上	6 年 以上	6 年 以上	6 年	8 年
講師	2 年 以上	4 年 以上	2 年 以上	4 年 以上	4 年 以上	4 年	6 年

(注) 1. 大学院学生および研修医の期間は、研究歴に算入することができる。

2. 看護学部の看護学系・基礎科学系・人文社会学系講師の場合、非常勤での研究歴も含むことができる。

3. 看護学部の看護学系および臨床医学系教員の実務歴については臨床経験 3 年以上とする。

別表 II 論文実績

職名	医学部	看護学部
教授	査読付自著論文が 15 編以上 (A を 1 編以上かつ A または B を計 4 編以上含むこと。) または自著論文のインパクトファクター (以下、「IF」という。) の合計が 15 以上	学会誌もしくはそれに準じる論文が 10 編以上
准教授	査読付自著論文が 10 編以上 (A を 1 編以上または B を 2 編以上含むこと。) または自著論文の IF の合計が 10 以上	学会誌もしくはそれに準じる論文が 7 編以上

講師	査読付自著論文が5編以上（Aを1編以上またはBを1編以上含むこと。）または自著論文のIFの合計が5以上	学会誌もしくはそれに準じる論文が5編以上
准講師	査読付自著論文が3編以上または自著論文のIFの合計が3以上	

(注) 1. 医学部における「自著論文」とは筆頭著者もしくは責任著者(コレスポンディング・オーサ)である論文を指し、以下のA・B・Cに区分される。

A：英文研究論文(自著原著)とする。また英文で発行され国際的評価を受けている雑誌で、IF0.5以上を一応の目安とする。

B：英文研究論文(自著原著)で、国内誌、海外誌とも、学会誌もしくはそれに準ずるもの。それ以外については、学術雑誌でも該当する専門家を含む相当数の読者があり、アクセスが自由にできるもの。また、英文による総説や解説、症例報告もこれに含める。ただし、編集長への手紙(Letters to the Editor)、ブログ、デジタルオブジェクト識別子(DOI)の付与されない電子ジャーナル等は含めない。

C：和文で書かれた国内学会誌もしくはそれに準ずるもの。一般誌であっても査読制度が確立し自由なアクセスが可能であれば可とする。論文としての形態が整っていれば、総説や解説、研究成果の短報(英文を含む)・速報(英文を含む)、症例報告もこれに含める。ただし編集長への手紙(Letters to the Editor)、ブログ、デジタルオブジェクト識別子(DOI)の付与されない電子ジャーナル等は含めない。

2. 上記Bに該当する英文総説、英文症例報告のうち、人事要件評価委員会または教授候補者選考委員会において、特に優れていると評価・判断された場合は、Aとして取り扱うことができる。

3. 1. 医学部の自然科学系を除く一般教育科目は英文、和文を問わず、研究成果を証明する文書あるいは記録があること。ただし、編数は上記別表Ⅱに準拠すること。

なお、研究成果を証明するものとしては、以下に掲げるものとする。ただし、学会抄録のある学会発表も加味する場合もある。

- (1) 研究論文
- (2) 著書
- (3) 評論
- (4) 翻訳

4. 看護学部における研究論文は、論文としての形態が整っていれば、総説、短報、速報(英文 Letter)、研究報告、資料、文部科学省・厚生労働省・、学術団体等の研究報告書、修士論文、博士論文もこれに含むことができる。ただし、著書、訳書、編書、学会発表はこのうちに含まない。

5. 看護学部教授となることのできる者の研究論文 10 編のうち、1 編以上は英文論文とし、英文論文は国内誌、国際誌ともに学会誌もしくはそれに準ずるものとする。ただしそれ以外についての、学術雑誌でも該当する専門家を含む相当数の読者がおり、アクセスが自由にできれば研究論文として扱うことができる。

6. 臨床あるいは教育上の理由で、学長が特に必要と推薦する教授または准教授については別表Ⅱを適用しないこともある。

別表Ⅲ医療安全に関わる経験

区分	医学部（臨床医学）
採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学就任後 2 年以内に A または B の要件を満たすこと。ただし、前任地等において A または B と同等の経験をしたと認めた場合には、再度経験することを必須としない。
昇進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時まで A または B の要件を満たしていること。 ・ やむを得ない事情により、申請時まで A または B の要件を満たしていない場合には、昇進後 2 年以内に A または B の要件を満たすこと。 ・ A または B の要件を一度満たせば、昇進時に再度求めるものではない。

(注) 1. 上記 A、B を以下のように定義する。

A：学内各医療施設の医療安全推進部門において半日もしくは 1 日単位で計 24 日以上実務者として勤務する。

B：学内各医療施設のセーフティマネジャーを 1 年以上務める。

2. 採用において、前任地等で A または B と同等の経験をしたかを判断するにあたり、医療安全推進部門長に意見を求めることができる。

3. 本学就任後または昇進後 2 年以内に A または B の要件を満たす必要がある場合には、申請者は半年ごとに実施状況の進捗を人事要件評価委員長に文書で報告すること。なお、要件を満たした時には、申請者は遅滞なく人事要件評価委員長に文書で報告すること。